

(日本脳炎予防接種：13歳以上の方)

保護者の方へ：必ずお読み下さい。

【予防接種の対象となっている13歳以上のお子さまをお持ちの保護者の方へ】

お子様の予防接種の実施に当たっては、保護者の同伴が必要となっていますが、13歳以上の方への日本脳炎の予防接種については、保護者がこの説明書記載事項を読み、理解し、納得してお子様に予防接種を受けさせることを希望する場合に、この用紙に自ら署名することによって、保護者が同伴しなくてもお子さまは予防接種を受けることができるようになりました。

(当日は必ず2枚目の用紙「医療機関へ提出用」を持参させて下さい。)

この用紙に署名するに当たっては、接種させることを判断する際に、疑問等があれば、あらかじめ、かかりつけ医や利根町保健福祉センターへ確認して、十分理解した上で、接種させることを決めてからにして下さい。

1 日本脳炎について

日本脳炎ウイルスの感染で起こります。ヒトから直接ではなく、ブタなどの体内で増えたウイルスが蚊によって媒介され感染します。7～10日の潜伏期間の後、高熱、頭痛、嘔吐、意識障害、けいれんなどの症状を示す急性脳炎になります。ヒトからヒトへの感染はありません。

流行は、西日本地域が中心ですが、ウイルスは北海道など一部を除く日本全体に分布しています。飼育されているブタにおける日本脳炎の流行は毎年6月から10月まで続きますが、この間に地域によっては、約80%以上のブタが感染しています。以前は、小児、学童に発生していましたが、予防接種の普及などで減少し、最近では予防接種を受けていない高齢者を中心に患者が発生しています。

感染者のうち、100～1,000人に1人が脳炎等を発症します。脳炎のほか髄膜炎や夏かぜ様の症状で終わる人もいます。脳炎にかかった時の死亡率は約20～40%ですが、神経の後遺症を残す人が多くいます。

2 日本脳炎ワクチン（不活化ワクチン）について

乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンは、ベロ細胞という細胞でウイルスを増殖させ、ホルマリンなどでウイルスを殺し（不活化）、精製したものです。

予防接種後健康状況調査(厚生労働省)の平成24年度集計は、このワクチンによる調査成績(いわゆる有害事象調査:すべてがワクチンの副反応と断定できるわけではないがワクチン接種後に生じた症状の変化)がまとめられています。それによれば、このワクチンを接種した後にみられる37.5℃以上の発熱は、1期初回の翌日に最も多く0.6～2.7%程度、次いで接種当日ではこれを下回った数の発熱がありました。これを38.5℃以上の発熱でみると0.3～1.6%程度になります。接種した部位の腫れなどの局所反応も接種翌日が比較的多く、ついで接種当日となりますが、接種翌日での発生が0.7～2.2%程度です。回数では、2期での発生が多くなります。

H26.10.1～H26.12.31の間に厚生労働省にワクチン接種との因果関係の有無にかかわらず医療機関から報告された重症例は5例で頻度は0.0006%、死亡例の報告はなく5例全て回復していました。

3 特例接種対象者の定期接種

平成17～21年度の間に日本脳炎の予防接種の機会を逃した平成7年6月1日～平成19年4月1日生まれの方は、生後6カ月～20歳未満の間、いつでも日本脳炎の定期予防接種を受けることができます。該当する方で予防接種が不足している場合は、残りの不足分の回数を受けることができます。(利根町保健福祉センターへご相談ください)

4 副反応

① 通常みられる反応

このワクチンは不活化ワクチンであり、発熱や注射部位の局所症状などの副反応が主に接種直後から24時間以内(遅くとも48時間以内)にみられることがあります。また極めてまれにショック、アナフィラキシー様症状、急性散在性脳脊髄炎(ADEM)、けいれん、血小板減少性紫斑病などの報告があります。

② 重い副反応

予防接種を受けた後、接種局所のひどいはれ、高熱、ひきつけなどの症状があったら、医師の診察を受けてください。

お子さんの症状が予防接種副反応報告基準に該当する場合は、医師から厚生労働省への副反応報告が行われます。

ワクチンの種類によっては、きわめてまれ(百万から数百万人に1人程度)に脳炎や神経障害などの重い副反応が生じることもあります。このような場合に厚生労働大臣が予防接種法に基づく定期の予防接種によるものと認定したときは、予防接種法に基づく健康被害救済の給付の対象となります。

5 予防接種による健康被害救済制度

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく給付を受けることができます。ただし、その健康被害が今回の予防接種により引き起こされたものかどうかは、国の審査会で審査し、予防接種によるものと認定された場合に給付を受けることができます。

6 接種にあたっての注意事項

予防接種の実施においては、体調の良い日に行うことが原則です。お子様の健康状態が良好でない場合には、かかりつけ医等に相談の上、接種するか否かを決めてください。

また、お子様が以下の状態の場合には予防接種を受けることができません。

- ① 明らかに発熱(通常37.5℃以上を言います)がある場合
- ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな場合
- ③ 受けるべき予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを起こしたことがある場合
- ④ 明らかに免疫機能に異常のある疾患を有する場合及び免疫抑制をきたす治療を受けている場合
- ⑤ その他、医師が不適当な状態と判断した場合

なお、現在、妊娠している方は、接種することに注意が必要な方ですので、かかりつけ医とよくご相談下さい。

利根町保健福祉センター 健康増進係

利根町下曾根 221-1 TEL : 0297-68-8291

医療機関へ提出用

《保護者の方へ》 下記事項をよくお読み下さい。

接種の際は、予診票とこちらの用紙を医療機関へ提出して下さい。

一枚目の内容をよく読み、十分理解し、納得された上でお子様に接種することを決めてください。接種させることを決定した場合は、下記の保護者自署欄に署名して下さい。

（署名がなければ予防接種は受けられません）

接種を希望しない場合には、自署欄には何も記載しないで下さい。

日本脳炎の予防接種を受けるに当たっての説明を読み、予防接種の効果や目的、重篤な副反応発症の可能性及び予防接種救済制度などについて理解したうえで、子どもに接種させることに同意します。

なお、本説明書は、保護者の方に予防接種に対する理解を深める目的のために作成されたことを理解の上、本様式が利根町に提出されることに同意します。

保護者自署

住 所

緊急の連絡先

※ 本様式は、日本脳炎予防接種において、保護者が同伴しない場合に必要となるものです。お子様が1人で予防接種を受ける場合は必ず**予診票とこちらの用紙**を提出させるようにして下さい。

予診票とこちらの用紙に保護者の署名がないと予防接種は受けられません。